



八尾市告示第一一五号

財政事情の作成及び公表に關する條例の定めるところによつて、昭和二十四年四月一日から、同年九月三十日までの本市財政事を次のように公表する。

八尾市長 脇田 幾松

一、まえがき
市財政の状況について昭和二十四年四月一日より九月三十日迄の財政事情を公表することに致します。

市民各位の家庭の生計にも収入の狀態に應じて家計の方針があらわれようとするに市の財政にも、市全体の経済のやくりが表明されているのであります。

昭和三十四年度の財政方針と致しましては、地方財政法の諸規程を厳守致すことは勿論更に、経済九原則の趣旨を体しして實施しなければならぬのであります。

本年度予算の編成に當りましては、本市発展のための特殊性を考慮し、都市政策を始め、商工業振興対策、或いは市民の福祉増進のための社会事業の強化等に主要案件が山積している現状に鑑み、これら事業遂行に關し、積極的な意圖をもち、鋭意その實現のため努力致したのであります。

発行所 大阪府八尾市役所
編集人 岡本 豊數
定価 1部 1円
納めて育てよ
八尾の自治
したか戸締り
心しめたか

爲に、充分な覚悟と、周到な方策の下に万全の諸計画を進めておりますから、市民各位におかれましてもよろしく現下の諸情勢を達観せられ、最大の御協力をお願いする次第であります。

当初予算總額は一億二千六百六十二万五千五百五十二円となり、九月末で一億五千七百二十六万三千八百五十二円となり、五千四百六十四万三千八百三十七円の増加となつております。

この数字を更によりわかりやすく圖にてあらわすと次の通りである。

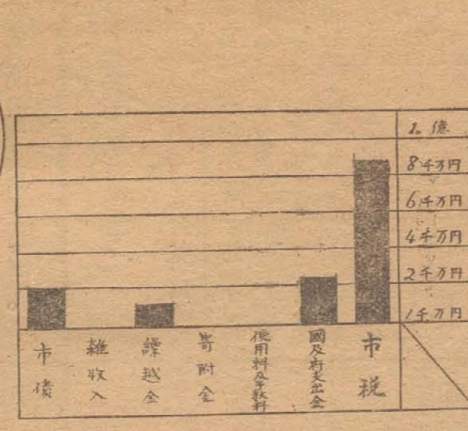
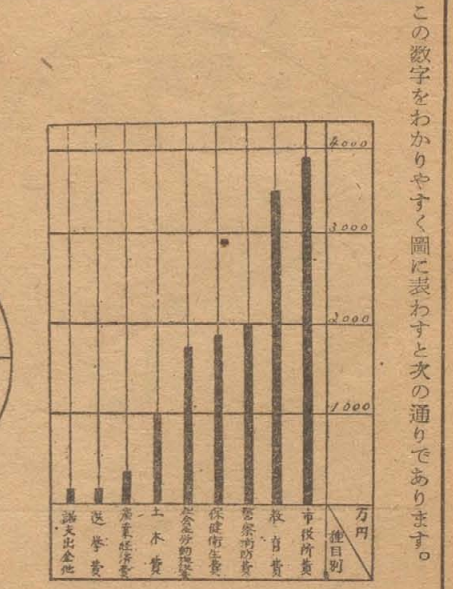


Table with columns for budget items and amounts, including categories like 市税, 市役所費, 警察消防費, etc.



この数字をわかりやすく圖に表わすと次の通りであります。

一、執行状況について
予算の執行を歳入面から見ますと次の通りであります

Table showing budget execution status by category, including 市税, 公企業及財産収入, 使用料及手数料, etc.

次に歳出面では、總額一五七、二六三、八五二円でありまして支出済額は九月末で四一、四一八、五七〇円でありまして、各科目別の支拂の内訳は次の通りであります。

Table showing budget execution status by category, including 議會費, 市役所費, 警察消防費, etc.

一、特別會計の財政状況について
特別會計上水道費予算總額は当初七、二二六、六五五円の予算額でありました。

科目	当初予算額	現計予算額	執行済額
経費	4,704,579	5,041,645	2,104,127
事業費	1,902,000	2,102,000	1,512,485
公債費	530,076	634,142	152,502
予備費	100,000	30,367	—
府営水道費	—	6,500,000	—
合計	7,236,655	14,308,654	3,769,014

科目	当初予算額	現計予算額	執行済
水道事業収入	5,372,632	5,844,131	—
國庫出支金	4,000	4,000	—
繰越金	34,500	34,500	—
雑収入	25,523	25,523	—
市債収入	1,800,000	6,400,000	—
繰入金	—	2,000,000	—
合計	7,236,655	14,308,654	—

一、昭和二十四年度市税収入状況  
市歳入の五六%を占め且つ一般市民各位の直接負擔となります市税の収入は、どの程度徴収ができていますか。ことに各税目毎に九月末現在の数字を発表して是非各位の御協力を願う次第であります。

尚次の表中未収入額については目下督税吏員をして徴収に当たっております。

科目	別	調定済額	収入済額	未収入額	収入歩合%
地租	附加税	1178,453.20	800,382.20	378,071.00	0.679
家屋	附加税	2,730,416.52	2,041,120.10	689,296.42	0.740
事業	附加税	8,961,093.10	742,855.30	8,218,237.80	0.082
特別	附加税	45,107.60	288.00	44,819.60	0.006
入場	附加税	1,432,471.20	1,063,448.60	369,022.60	0.881
酒消費	附加税	757,526.59	640,240.18	117,286.41	0.845
電気	附加税	471,293.00	471,293.00	—	1.000
自動車	附加税	627,447.00	115,250.00	512,197.00	0.184
軌道	附加税	76,140.00	76,140.00	—	1.000
電話	附加税	81.8.00	270,740.00	120,345.00	0.642
電柱	附加税	109,670.00	6,088.00	13,582.00	0.877
不動産	附加税	802,203.50	145,561.30	657,642.20	0.181
狩獵者	附加税	—	—	—	—
遊興	附加税	181,574.05	89,848.10	91,725.95	0.494
市	附加税	89,293.00	83,532.00	5,761.00	0.935
自	附加税	1,956,672.00	1,133,402.00	823,270.00	0.579
荷	附加税	430,075.00	285,410.00	144,665.00	0.663
金	附加税	88,990.00	67,780.00	21,210.00	0.761
廣	附加税	11,316.00	9,096.00	2,220.00	0.803
接	附加税	—	—	—	—
使	附加税	—	—	—	—
余	附加税	223,527.00	71,636.00	151,891.00	0.320
風	附加税	144,840.00	53,760.00	91,080.00	0.371
大	附加税	243,350.00	119,150.00	114,200.00	0.530
都	附加税	4,214,102.73	1,393,814.00	2,820,688.73	0.333
市	附加税	557,097.80	316,716.00	240,381.80	0.568
計	附加税	2,740,663.30	605,765.00	2,134,898.30	0.221
府	附加税	28,465,712.59	10,713,315.78	17,752,396.81	0.376
合	附加税	—	—	—	—

市税徴収実績 9月末日現在

一、財産、公債及び一時借入金の状態  
本市有財産を目的別にしますと次の通りであります。新制中學校建設用地、市民病院、市廳舎等が主たるものであります。本市有財産については、各位の御期待に副へべく管理の適正と確實を期し、更に全面的に再調査をいたしまして、次回の公表には、細部までお知らせ致したいと考えております。

種別	現金	土地	建物
市役所廳舎	—	八〇九坪	三六六坪
農業會館	三〇〇,〇〇〇	三七五	一三四
その他	—	一一二七	三三〇
一、教育關係	—	—	—
小學校	二二八,〇〇〇	二九四	二一七、三〇〇
中學校	—	—	—

科目	借入額	未償還元金
一、社會施設關係	—	—
公益質屋	—	—
保育所	—	三三
一、上水道關係	—	—
浄水場	—	八五八
水害復旧	—	—
事業資金	一〇一,二〇〇	—
水源	—	一、五〇〇
一、衛生關係	—	—
市民病院	—	三、九五四
火葬場墓地	—	一、六八〇
一、警察消防關係	—	—
巡査駐在所	—	—
消防屯所	—	—
溜池	—	七五五
警察廳舎	—	五〇〇
警察廳舎附	—	—
警工事資金	九〇〇	—
合計	一、五二九、二〇〇	五、四七二、一七坪

公債について  
市の行政上經常的經費すなわち人件費及び需用費等は市税その他一般歳入を以つて賄うのは当然であります。が新制中學校舎建設事業費、上水道施設費、市廳舎建設費等は一般歳入金をもつて賄う事ができないため、大蔵省預金部その他の金融機關から借入れて事業の遂行を期して行きます。

次に目的別借入額、未償還元金をお知らせ致します

目的別	借入額	未償還元金
還元金借五ヶ町村	一、〇四〇、〇〇〇	五六六、五九九
職員暫定一時給與金	—	三、六二二
市役所廳舎建設費	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
小學校復舊費	一八五、〇〇〇	五八、三九〇
小學校増築費	一七、三〇〇	五、六八五
小學校補強工事費	四〇〇、〇〇〇	一、一五八
小學校校舎建設費	一、七一一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
西郡小學校補強費	五〇〇、〇〇〇	一、七一一、〇〇〇
新制中學校建設費	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
八尾中學校復舊費	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
小學校増築費	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
公益質屋事業費	五、四〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇
上水道施設費	一、七一一、〇〇〇	八七、三七七、二六
上水道施設費	一、六三〇、〇〇〇	八〇、八八〇、
府営水道建設費	一、七五〇、〇〇〇	九三、〇九八、
上水道配水管増補改良事業費	一、七五〇、〇〇〇	九六、一五二、
市民病院建設費	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一八三、九
火葬場建設費	二、八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
合計	三、五〇〇、〇〇〇	三三、八三四、八

一時借入金について  
市が予算の範囲内の支出を爲すため、(例えば税金或いは國庫補助金の収入が予定時期より遅延したる場合)その年度内に返済しなればならない一時借入金を市議會の議決を経て借入れ、もつて市財政のやりくりをなくしている、九月末現在の、一時借入金額は五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円であります。この會計別内訳は一般會計四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円特別會計上水道費五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円となつております。

一、市民負擔の状況  
九月末における市税予算額は、八八、三〇一、六八六、〇〇〇円ありますが、財政調整として國庫より配付せられる、地方配付費二八、四〇九、〇〇〇、〇〇〇円を差引いたる一九、八八九、八八六、〇〇〇円が課税せられる市税となるのであります。市民一人当りは二九八四二圓となり又一世帯当りでは、一、二八〇、〇〇〇円程度です。

おくれる原因?  
税金の納付を忘れになつていませんか?  
税金は滞納せずに早く納めたいと思いませんか?  
税金滞納されると余計な費用や手数料が掛つて皆さなも八尾市も不利です。近く最後の手段として財産差押をやむなく決行いたします。一日も早く納めて下さい。

八尾市の発展が  
納税は日掛・月掛  
心掛  
極めて、おまかに市財政のあらましを述べたのであります。市財政の将来については幾多の研究を要する問題があると考へられます。

又直接市民各位に及ぼす影響も極めて多いことでもあります。市民各位におかれましては、市財政の實態について、深い關心をもたれ、財政の運営について、御氣付の点や或いは御意見等がございましたら進んで、お教え願つて明朗な美しい八尾市に、又独自の性格をもつた立派な民主的、文化的八尾市を建設してゆきたいと、念願している次第であります。